

小谷村産後ケア事業のご案内

～出産後のお母さんが安心して子育てができるように、心身のケアや育児のサポートを行います～

○利用できる方

村内に住所を有する出産後1年以内のお母さんとお子さんで、以下のいずれかに該当する方

- ① お母さんの体調や育児に不安のある方
- ② ご家族からの十分な育児、家事などの支援が受けられない方 など

※医療行為が必要な方は利用できません。

○ケアの内容

お母さんとお子さんの体調などに合わせて、以下のケアを受けることができます。

お母さんの体と心のケア	赤ちゃんのケア	育児のサポート
・体調管理 ・乳房ケア ・心身の休息 ・心の悩み相談 ・産後の生活相談 など	・健康状態の確認 ・体重測定 ・発育や発達の確認、相談 など	・授乳や沐浴などの育児手技の指導 ・育児相談 など

○産後ケアの種類

宿泊型	施設に宿泊し、休養しながらじっくりとケアや育児手技などの指導が受けられ、希望により育児相談などができます。赤ちゃんとの夜が不安な方も安心して過ごすことができます。
通所型	施設で日中過ごし、休養しながらケアや育児手技などの指導が受けられ、希望により育児相談などができます。
訪問型	助産師がご自宅へ訪問し、ケアや育児手技などの指導が受けられ、希望により育児相談などができます。（利用料のほか交通費がかかります。）

○利用できる回数

1回の出産につき、宿泊型・通所型・訪問型 合計7回までご利用いただけます。

ただし、お母さんや赤ちゃんの状況により、利用を希望する場合は最長14回まで利用できます。

○利用料金（1回あたり）

自己負担額	村が負担する額
利用料金の2割	利用料金の8割

※利用料金は施設によって異なります。

※食費、衣服等の洗濯料、赤ちゃんのミルク及びおむつ代等は含まれませんので、自己負担となります。

※宿泊型 : 1回あたり 25,000～40,000 円(自己負担額2割 5,000～8,000 円)

通所型（1日の場合）: 1回あたり 12,500～15,000 円(自己負担額2割 2,500～3,000 円)

訪問型 : 1回あたり 30分ごと 2,500 円(自己負担額2割 500 円)

※非課税世帯の方は、5,000 円/回（上限7回）の減免が受けられます。

※生活保護世帯の方は、利用料金全額を村が負担します。



○利用の流れ

① 予約

利用を希望される方は、施設に直接連絡して詳細事項を確認の上、予約をとってください。

② 申請

予約がとれましたら、必要書類をそろえて利用申請書をご提出ください。

減免を希望される場合は、世帯全員の住民税非課税証明書または生活保護受給証明書を利用申請時にご提出ください。

③ 利用の決定

利用が承認された方には、利用決定通知書を送付します。

④ 利用の開始

利用当日は、利用決定通知書を持参し、利用してください。

⑤ 支払い

利用施設に自己負担分をお支払いください。

⑥ 利用者アンケートの実施

利用者アンケートを実施していますので、回答のご協力をお願いします。



※産後ケア事業利用後、各施設からお母さんや赤ちゃんの健康状況について村に報告があります。
必要に応じて、情報提供や支援のため、センターからご連絡させていただくことがあります。

○利用できる施設

医療機関等名	住所	電話	事業形態
市立大町総合病院	大町市大町 3130	0261-22-0415	通所（1日）
助産院 おりん	池田町池田 3314-1	090-9857-5538	宿泊、通所（1日） ※きょうだいの宿泊可
板倉レディースクリニック	長野市稲里中央 1-12-12	026-291-0707	宿泊
清水産婦人科医院	長野市川中島町原 908-1	026-219-3838	宿泊
助産所 ほやほや	長野市北堀 847-11	026-296-0777	宿泊、通所（1日又は半日） ※きょうだいの宿泊可
丸山産婦人科医院	長野市鶴賀南千歳町 982	026-226-4484	宿泊、通所（1日又は半日） ※きょうだい宿泊可
助産院ウテキア二	安曇野市穂高有明 4082-1	090-8461-6888	宿泊、通所（1日又は半日）、 訪問型、

※上記以外の医療機関等でも利用が可能です。希望される場合は、センター保健師へご相談ください。



【申請・お問い合わせ】

小谷村こども家庭センター

電話：0261-82-2400

FAX：0261-82-3164